

令和4年度に市町村に権限を移譲した事務

(令和4年4月1日現在)

No.	権限を移譲する主な事務 (事務の根拠となる法令)	移譲先市町村	事務処理の特例に関する 条例の別表番号	移譲時期	備考
1	指定事業所の設置の許可等に係る一部 内容審査等(神奈川県生活環境の保全 等に関する条例)	小田原市、茅ヶ 崎市、秦野市、 伊勢原市及び綾 瀬市	30の3	R4.4.1	移譲事務の追加